

日介支専協第 1-0212 号

令和元年 10 月 29 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

令和元年台風第 19 号による被災者に係る利用料等の介護サービス 事業所等における取扱いについて（その 5）（ご連絡）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
厚生労働省老健局より、各都道府県介護保険担当主管部（局）宛てに標記の
事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

令和元年 10 月 19 日付の事務連絡から保健医療機関・介護サービス事業所
等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村が
一部追加になりました。また、介護サービス事業所等の方々へのリーフレッ
トが発出されており、該当する都道府県ごとに更新されていますので併せてお
送りいたします。今後追加される場合は、改めて事務連絡が発出されます。

貴支部におかれましては、本件につきまして地域支部および会員の皆様への
周知をお願いいたします。

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：口野沙和・松下美音
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp